

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和3年10月18日(月)
開会 午前11時
閉会 午前11時30分
場所 みよし市役所5階 政策審議会室

出席者(選挙管理委員会委員)

委員長	青木敏郎	委員	鈴木武久
職務代理者	深谷重穂	委員	三井哲

(書記)

総務部部長(書記長)	清水創一	総務課主任主査(書記)	窪田大輔
総務部次長(書記)	小野田浩司	総務課主査(書記)	横田竜一
総務部副参事(書記)	服部誠	総務課主事(書記)	倉内菜穂
総務課副主幹(書記)	鈴木正康		

公開の状況 公開(議題(1)については非公開)

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

- (1) 専決処分について(委員長報告)
- (2) 選挙人名簿選挙時登録について
 - ア 選挙時登録資格要件
 - イ 選挙人名簿登録数(選挙時登録)
 - ウ 在外選挙人名簿登録者数
- (3) 選挙管理委員会告示について
 - ア ポスター掲示場の設置場所について
 - イ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示
 - ウ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示
 - エ 期日前投票所の場所について
 - オ 投票所の場所について
 - カ 開票の場所及び日時について
 - キ 期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の選任について
 - ク 投票管理者、同職務代理者の選任について
 - ケ 開票管理者、同職務代理者の選任について
 - コ 氏名掲示の順序のくじの日時及び場所について
 - サ 開票立会人選任のくじの場所及び日時について

3 その他

名前	内容
小野田書記	<p>それでは、ただ今から選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>はじめに青木委員長より挨拶をお願いします。</p>
青木委員長	<p>< 挨拶 ></p>
小野田書記	<p>それでは、委員長の取り回しにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。</p>
青木委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題（1）専決処分について、書記より説明をお願いします。</p>
横田書記	<p>議題（1）選挙人名簿選挙時登録について事務局より説明いたします。1ページを御覧ください。記載の1名の方について、在外選挙人名簿への登録を当委員会にて行いました。表には、登録を行った在外選挙人の氏名、生年月日、性別、本籍、日本における最終住所地、専決処分日を記載しております。</p> <p>2ページを御覧ください。こちらは、今回登録した方の被登録資格について確認をした結果になります。①在外選挙人名簿に既に登録されていない者であること、②申請時において年齢満18年以上であること、③日本国民であること、④⑤⑥は欠格事項に該当しない方であること、⑦転出先の領事館の管轄区域内に引き続き3箇月以上住所を有していること、これら7点について本籍地の市長に確認した結果、被登録資格を満たしておりましたので、公職選挙法第30条の6第1項に基づき、在外選挙人名簿に登録しましたので御報告いたします。</p>
青木委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題（1）専決処分について（委員長報告）について、御異議ございませんか。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
青木委員長	<p>御異議ないようですので、議題（1）専決処分については、承認されたものといたします。続きまして、議題（2）選挙人名簿選挙時登</p>

<p>横田書記</p>	<p>録について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議題（２）選挙人名簿選挙時登録について事務局より説明いたします。３ページを御覧ください。こちらが今回の選挙時登録における資格要件になります。</p> <p>１ 基準日及び登録日は、令和３年１０月１８日（月）本日となります。</p> <p>２ 登録要件は、（１）（２）となり、いずれの要件も満たす者が登録されます。登録要件の（１）国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、選挙期日現在において、年齢満１８年以上の者になります。（２）住所要件としては、ア 令和３年７月１８日以前の転入者で引き続きみよし市の住民である者、イ ３箇月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、令和３年６月１８日から令和３年１０月１７日までに転出した者、ウ 帰化した者は、帰化の告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者、となります。イのように、本市から転出した者であっても、転出後４箇月以内の者については、表示登録者として、本市の選挙人名簿に登録されます。</p> <p>３ 抹消者については、（１）から（３）のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。（１）は、令和３年６月１７日以前に転出した者で、転出して４箇月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。（２）は、前回の基準日から本日までに死亡した場合です。（３）は、欠格事項に該当した場合です。</p> <p>４ その他「転出者」で表示される者とは、選挙人名簿に「転出者」と表示される者のことで、令和３年６月１８日以降の転出者となります。先程の２登録要件の（２）住所要件「イ」で触れた、本市から転出したが転出後４箇月以内の者となります。</p> <p>続きまして４ページを御覧ください。こちらは、今回の選挙時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和３年１０月１８日現在の選挙人名簿登録者数は、男２４，７０５人、女２３，５４４人であり、合計４８，２４９人 となります。</p> <p>以下、５ページは投票区ごとの内訳表、６ページは投票区ごとの前回の定時登録時との増減表７ページは世代ごとの内訳表、となっております。</p> <p>続きまして、８ページを御覧ください。在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。１０月１８日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男２１人、女１６人、合計３７人 となります。ページをめくっていただき、９ページは、在外選挙人が在留している国の内訳になります。以上が事務局からの説明となります。</p>
-------------	---

青木委員長	ただ今、書記から説明がありましたが、御質問がございましたらお願いいたします。
三井委員	資料3 ページの2 登録要件の(1) イに「年齢満18年以上である者」と「平成15年11月1日以前の出生者」と2つ書かれてありますが、違いはあるのでしょうか。
横田書記	後者は、今回の登録において、年齢満18年以上である者とはどのような者であるかを示したものになりますので、内容としてはイコールになります。分かりづらいかもかもしれませんので、次回からはカッコ書きにさせていただきます。
鈴木委員	平成15年10月31日までに生まれた方が対象ということでしょうか。
服部書記	平成15年11月1日に生まれた方は、選挙期日である令和3年10月31日に年齢満18年ということに該当しますので、投票ができます。満年齢の考えた方というのが年齢計算に関する法律の規定にありますのでこのような形になります。例えば、学校の入学も4月1日に生まれた方は、前年度に入学していますが、これと同じ考え方になります。
青木委員長	他に質問はないでしょうか。それでは、他の御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題(2) 選挙人名簿選挙時登録について、御異議ございませんか。 <異議なしの声>
青木委員長	御異議ないようですので、議題(2) 選挙人名簿選挙時登録については、承認されたものといたします。続きまして、議題(3) 選挙管理委員会告示について、事務局より説明をお願いします。
鈴木書記	今回の第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙管理委員会告示について、説明をさせていただきます。 資料は10ページからになります。告示第7号になります。令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場についての告示でございます。ポスター掲示場につきましては、設置をしたら直

ちに告示をするという規定となっております。11ページ、12ページに今回の選挙におけるポスター掲示場の一覧表を載せさせていただいております。こちらについては既に設置完了となっております。この内容については、9月1日の定時登録の会議の中でお示しさせていただいたとおりとなります。

次に13ページを御覧ください。告示の第8号となります。今回の選挙時登録における、地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数の告示となります。今回登録者数が48,249人となりますので、これを50で割ると、964.98となりますので、50分の1の数は965ということで告示をさせていただきます。

14ページを御覧ください。告示の第9号になります。同じく今回の選挙時登録における、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数の告示になります。今回登録者数の48,249人を3で割った16,083ということで告示をさせていただきます。

15ページに移ります。告示の第10号でございます。今回執行の選挙における期日前投票所の場所の告示になります。期日前投票所につきましては、ここみよし市役所ということで告示をさせていただきます。

下段に移りまして、告示の第11号ですが、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定の告示になります。こちらにつきましても、みよし市役所ということで告示をさせていただきます。

16ページは告示の第12号でございます。今回の選挙における投票所の告示となります。市内8箇所の投票所を、一覧のとおり告示をさせていただきます。新屋児童館以外については、各小学校の体育館となります。

下段に移りまして、告示の第13号でございます。今回の選挙における開票の場所及び日時の告示になります。場所については三好公園総合体育館、日時につきましては令和3年10月31日午後9時10分開票開始ということで告示をさせていただきます。

17ページに移りまして、告示の第14号になります。今回執行の選挙の期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の告示でございます。下に、それぞれの職務を行う日と、氏名、住所を記載させていただいております。こちらの投票管理者及び職務代理人につきましては、市の職員を充てさせていただいております。

18ページに移りまして、告示の第15号になります。今回執行の選挙の投票日当日の投票管理者及びその職務を代理すべき者の告示に

なります。下に一覧表を載せさせていただいております。それぞれ8投票区につきまして、選任させていただいております。なお、投票管理者及び職務代理者につきましても、市の職員を充てております。

19ページに移りまして、告示の第16号になります。今回執行の選挙の開票管理者及びその職務を代理すべき者の告示になります。開票管理者は青木委員長を、職務代理者に深谷職務代理を選任させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

下段に移りまして、告示の第17号でございます。今回執行選挙における投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時及び場所の告示です。衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補の届出は、明日、愛知県選挙管理委員会に届出がされることとなります。届出の時間は午後5時までとなりますので、その結果をもって、各市町村で投票所に掲示する氏名の掲載の順序をくじで決めることとなっております。従いまして、みよし市においては、明日午後6時にみよし市役所3階301会議室でくじを行いたいと思っております。また、委員の皆様にも、くじの実施について御出席をお願いしたいと思っておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

20ページに移りまして、告示の第18号でございます。今回執行の最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等を掲示する場所の告示でございます。場所につきましては、それぞれ8の投票所を指定して告示する内容となっております。

最後になりますが、下段の告示の第19号でございます。衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙におけるみよし市開票区の開票立会人を定めるくじの告示でございます。開票立会人につきましては、今回の選挙で申し上げますと来週の28日木曜日の午後5時までに、各候補者から届出がされることとなりますので、その状況に応じて10月29日午前10時から、みよし市役所3階301会議室でくじを行うこととなります。ただし、開票立会人につきましては選挙ごとに3人から10人までの人数で行うこととされておりまして、届出がされた人数が10人を超えない場合は、こちらの開票立会人を定めるくじは実施しないこととなります。なお、その場合は委員の皆様はその旨を速やかに御連絡させていただきます。また、開票立会人の届出人数が3人に満たなかった場合は、恐れ入りますが、委員のどなたかに開票に開票立会人として入っていただくことをお願いさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。

青木委員長

告示の第19号についてですが、開票立会人が3人に満たなかった場合は、選挙管理委員会のどなたかが開票立会人になるということで

	<p>すか。</p>
鈴木書記	<p>はい。ただし、委員長は開票管理者、深谷職務代理は開票管理者の職務代理者になっておりますので、鈴木委員と三井委員になっていただくことになります。</p>
青木委員長	<p>事前に第1候補者、第2候補者といったように順番を決めておくのはいかがでしょうか。</p>
鈴木書記	<p>事前にお決めいただければ、その方がスムーズにことが進むかと思えます。</p>
青木委員長	<p>※協議の結果、第1候補者は鈴木委員、第2候補者は三井委員となる。</p> <p>他に質問はないでしょうか。それでは、他の御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題（3）選挙管理委員会告示について、御異議ございませんか。</p> <p><異議なしの声></p> <p>御異議ないようですので、議題（3）選挙管理委員会告示については、承認されたものといたします。</p> <p>それでは、これもちまして、本日の選挙管理委員会を終了いたします。本日はお疲れ様でした。</p>